

～長崎県内の他の市町へ転出された方へのお知らせ～

令和8年2月8日（日）は、長崎県知事選挙の投票日（予定）です。

松浦市（転出前の市町）の選挙人名簿に登録されている方で、他の市町へ転出された方は、次の1又は2の方法で投票することができます。

《投票の方法》

1. 松浦市（転出前の市町）での投票

- ①投票日当日、松浦市（転出前の市町）の投票所で投票
- ②投票日の前日までに、松浦市（転出前の市町）の期日前投票所で期日前投票

2. 転出先の市町での投票

- ①投票日の前日までに、転出先の市町の選挙管理委員会で不在者投票
裏面の期日前投票・不在者投票宣誓書（兼請求書）を使って、松浦市（転出前の市町）の選挙管理委員会に早めに投票用紙及び不在者投票用封筒の交付を請求してください。
※不在者投票に関する注意事項
請求の結果、送られてきた投票用紙及び封筒等には、何も記載せずそのまま転出先の市町の選挙管理委員会に持参したうえで、投票してください。
あらかじめ記載等をされますと、投票が無効となる場合があります。（これらの郵送でのやりとり
に日数を要しますので、早めの手続きをお願いします。）

3. 転出後の投票についての注意事項

- ・転出後の長崎県知事選挙の投票にあつては、上記1・2いずれの場合も、投票所において「引き続き長崎県の区域内に住所を有することの確認」を受ける必要があります、この確認は次のいずれかの方法で受けることができます。
 - ア 投票所において引き続き長崎県の区域内に住所を有することの確認を申請する。
 - イ 投票所において県内いずれかの市町長が発行する「引き続き住所を有する旨の証明書」（または住民票の写し）を掲示する。
- ・イの証明書を希望する場合は、最寄りの市町の住民登録の担当課に申し出てください。
- ・なお、不在者投票の請求においてもアの申請又はイの証明書の添付が必要です。

《ご注意いただきたい事項》

●期日前投票及び不在者投票ができる期間と時間

～期間～ 令和8年1月23日（金）～2月7日（土）

～時間～ 毎日 午前8時30分から午後8時まで

※支所等で期日前投票または不在者投票ができる場合、期間や時間がこれと異なる場合があります。お問い合わせください。

- ・上記以外に、一定の要件に該当する方は、選挙管理委員会以外の場所（病院、老人ホーム等）で不在者投票ができる場合があります。
- ・選挙期日までに、候補者に次のような事情が生じた場合は、当該候補者への投票は無効となります。なお、再度、投票することはできません。

1. 候補者が死亡したとき
2. 候補者届出が取り下げられたものとみなされたとき（公選法第91条第1項）
3. 候補者たることを辞したものとみなされたとき（公選法第91条第2項）
4. 候補者届出が却下されたとき（公選法第86条の4第9項）
5. 候補者が被選挙権を喪失したとき

くわしくは、選挙管理委員会へおたずねください。

松浦市選挙管理委員会

住 所 長崎県松浦市志佐町里免365番地
電話番号 0956-72-1111（内線325）

不在者投票宣誓書 (兼請求書)

管理者		
-----	--	--

私は、令和8年2月8日執行の長崎県知事選挙の当日、
下記のいずれかの不在者投票の事由に該当する見込みです。

- 仕事、学業、地域行事、冠婚葬祭その他の用務に従事
- 用事又は事故のため、投票所のある区域の外に外出・旅行・滞在
- 疾病、負傷、出産、老衰、身体障害等のため歩行が困難又は刑事施設等に収容
- 交通至難の島等に居住・滞在
- 住所移転のため、本市町村以外に居住
- 天災又は悪天候により投票所に行くことが困難

上記は真実であることを誓い、併せて投票用紙及び不在者投票用封筒の交付を請求します。

松浦市選挙管理委員会委員長 様

令和 年 月 日

氏名		生年月日	明治 大正 昭和 平成	年	月	日
選挙人名簿に登録されている住所	長崎県					
郵送の場合の送り先	(〒)	※ 連絡先の電話番号 ()		—		
	都道	市区	町	番地		
	府県	郡	村	番 号		

◎ 病院、老人ホーム、その他の施設内で不在者投票する場合、不在者投票を行う場所を記載してください。

投票をしようとする 病院、老人ホーム、 その他の施設の名称	都道	市区	町	番地
	府県	郡	村	番 号
	【施設名称： 】			

◎ 選挙期日までに、候補者に次のような事情が生じた場合には、当該候補者への投票は無効となります。

なお、再度投票することはできません。

1. 候補者が死亡したとき
2. 候補者届出が取り下げられたものとみなされたとき（公選法第91条第1項）
3. 候補者たることを辞したものとみなされたとき（公選法第91条第2項）
4. 候補者届出が却下されたとき（公選法第86条の4第9項）
5. 候補者が被選挙権を喪失したとき

----- 【ここから下は記入しないでください】 -----

選挙区分	請求方法	交付		投票の受理		投票区	名簿番号	整理番号
		方法	月日	方法	月日			
知事選	本直 使直 郵便	直接 郵便		代理 点字				